

## サポートセンター「ロッカー」利用募集要項



令和3年度のロッカー利用について、次のとおり募集します。

項目	内容
利用対象	自主的で営利を目的としない社会に貢献する活動を行う団体
利用目的	上記の活動に必要な事務用品等を保管するために利用するものとし、危険物、金品、不衛生な物品及び動植物の保管はできません。
利用期間	利用承認日 ～ 令和4年3月31日(木)
募集個数	小ロッカー 270個に至るまで
募集期間	令和3年3月26日(金)～利用個数に至るまで申込順に受付します
申込み方法	<p>次の提出書類をそろえ募集期間内に<u>郵送</u>にてお申込みください。 (注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込みは1団体につき大・小いずれか1個とし複数申込みはできません。</li> <li>・申込書提出後、型の異なるロッカーへの申込み変更はできません。</li> </ul> <p>&lt;提出書類&gt; 次の書類を封入し、下記送付先まで郵送してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 サポートセンターロッカー利用申込書(小) ※サポートセンターHPからダウンロード可能</li> <li>2 返信用封筒(84円分の切手貼付)1枚 ※表面に利用承認書の郵送先となる住所・氏名を記載</li> </ol> <p>[送付先] 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民活動サポートセンター ロッカー申込担当宛</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>登録内容(団体名、代表者、連絡者)に変更がある場合は、後日、施設予約システムの登録事項変更手続きを行いますので、団体代表者または連絡者ご本人が、運転免許証、健康保険証などの身元確認書類を持参した上で、窓口にお越しください。</p> </div>
利用団体決定方法	利用個数に至るまで、申込み受付順に決定します。
承認等結果通知	利用の承認(又は不承認)は、文書(サポートセンターロッカー利用承認通知書等)により通知します。【時期: 随時郵送予定】
使用料等	<p>&lt;使用料&gt; 小ロッカー 1,200円(1ヶ月@100円×12ヶ月) &lt;納付方法&gt; 利用が決定した団体は、納付期間内に9階フロントにおいて使用料を納付し、「ロッカー利用カード」を受領してください。 ※納付期間: 別途ご案内いたします。 ※定められた期間内に納付がない場合は、利用を辞退したものとみなします。 ※納付された使用料の還付はしません。</p>

利用上の注意	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用期間終了日（令和4年3月31日）の18時までに保管物を撤去し原状復帰のうえ、ロッカー利用カードを9階フロントへ返却してください。</li><li>・撤去していない保管物につきましては、新年度ロッカー貸出管理業務のため、職員が取り出します。紛失・破損等について、県は一切の責任を負いかねます。</li><li>・利用者がロッカーを棄損またはロッカーキーを紛失した場合は、別途定める様式により届出等していただきます。<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>ロッカーの不適正利用（他者への転貸等）や県民活動サポートセンターの秩序を乱すおそれがある活動等が発覚した場合は、利用承認を取り消すことがあります</u>のでご承知おき願います。</li></ul></li></ul>
--------	---

問合せ先  
かながわ県民活動サポートセンター ボランティア活動サポート課  
電話 045-312-1121(代)内線 2842/FAX 045-312-4810